

岸和田市環境保全条例改正について

岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に制定された条例の全部改正を行い、平成 15 年 6 月 20 日に公布されました。以来 10 年以上が経過し、本市環境に対しての社会情勢の変化に対応できない部分が出てまいりました。

よって、新たな環境保全のあり方を規定するため、条例を改正するものであります。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 環境施策（第 6 条—第 15 条）

**主な諮問事項：地球環境及び生物多様性の保全に関する規定の追加、環境全般への
貢献に対する表彰に関する規定の整備**

第 3 章 生活環境の保全と公害の防止

第 1 節 公害の防止（第 16 条—第 29 条）

第 2 節 指定事業所に関する規制（第 30 条—第 41 条）

第 3 節 特定建設作業に関する規制（第 42 条—第 45 条）

主な諮問事項：指定事業所の内容の見直し

騒音及び振動の規制規準の見直し

水質に関する規制基準の適用範囲の見直し

特定建設作業の内容の見直し

第 4 節 自動車公害の防止（第 46 条—第 48 条）

第 5 節 放送電波受信障害の防止（第 49 条—第 55 条）

第 6 節 その他生活環境の保全等（第 56 条—第 63 条）

**主な諮問事項：大阪府生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃
に関する法律などの二重規制の解消**

第 4 章 自然環境の保全と回復

第 1 節 自然環境の保全と回復の推進（第 64 条—第 67 条）

第 2 節 自然環境保全区域（第 68 条—第 76 条）

**主な諮問事項：自然再生推進法に基づいた神於山の自然再生の推進を進めていく
中での自然環境保全区域の必要性**

第 3 節 現状変更行為の届出（第 77 条・第 78 条）

主な諮問事項：岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例等との規制内容に関する整理

第 4 節 参画と協働による自然環境の保全等（第 79 条—第 84 条）

主な諮問事項：都市緑地法に基づく「岸和田市みどりの基本計画」、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員等との規定の整理

第 5 章 補則（第 85 条—第 87 条）

第 6 章 罰則（第 88 条—第 93 条）

附則